

令和元年

第20回教育委員会会議
議案（第56号）

秋田県教育委員会

議案第五十六号

市町村立学校職員の育児休業等に関する規則案
市町村立学校職員の育児休業等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号。以下「条例」という。）第二条第四号、第二条の第三号、第二条の四第二号及び第二十四条第二号の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（育児休業に係る勤務日の日数を考慮して定める非常勤職員）

第二条 条例第二条第四号(3)の規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日の日数が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であつて一年間の勤務日の日数が百二十一日以上であるものとする。

（子の一歳到達日後に育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合）

第三条 条例第二条の第三号(二)の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 非常勤職員が養育する一歳から一歳六か月に達するまでの子について、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

二 常態として前号の子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親若しくは同条第一号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であつて当該子の一歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定の者が次のいずれかに該当する場合

(一) 死亡した場合

(二) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難となった場合

(三) 当該子と別居することとなった場合

(四) 六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）以内に出産する予定である場合又は産後八週間を経過しない場合

（子の一歳六か月到達日後に育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合）

第四条 条例第二条の四第二号の規則で定める場合については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一号中「一歳から一歳六か月」とあるのは「一歳六か月から二歳」と、同号及び同条第二号中「一歳到達日」とあるのは「一歳六か月到達日」と読み替えるものとする。

(部分休業に係る勤務日の日数及び勤務時間を考慮して定める非常勤職員)

第五条 条例第二十四条第二号(二)の規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日の日数が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であつて一年間の勤務日の日数が百二十一日以上であるもの(一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるものに限る。)とする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

令和元年十二月二十六日提出

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二十九号)による地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部改正に伴い、一般職非常勤職員の育児休業等に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

市町村立学校職員の育児休業等に関する規則案要綱

1 制定理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）による地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正に伴い、一般職非常勤職員の育児休業等に関し必要な事項を定める必要がある。

2 内容

- (1) 育児休業をすることができる要件のうち、育児休業に係る勤務日の日数を考慮して定める非常勤職員について、勤務日数を定める。（第 2 条関係）
- (2) 子の 1 歳到達日後及び 1 歳 6 か月到達日後に育児休業することが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合について定める。（第 3 条及び第 4 条関係）
- (3) 部分休業をすることができる要件のうち、部分休業に係る勤務日の日数及び勤務時間を考慮して定める非常勤職員について、勤務日数を定める。（第 5 条関係）

3 施行期日

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとする。

令和元年

第20回教育委員会会議
議案（第57号）

秋田県教育委員会

議案第五十七号

秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則案

秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成三十年秋田県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第四十条の五の規定に基づき、秋田県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置等)</p> <p>第二条 教育委員会は、法第四十七条の五第一項の規定に基づき、別表に掲げる学校に協議会を設置するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(学校の運営に関する基本的な方針に定める事項等)</p> <p>第三条 法第四十七条の五第四項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>2 対象学校の校長は、法第四十七条の五第四項の規定による承認を得た同項に規定する基本的な方針（以下「基本的な方針」という。）に従って当該対象学校の運営を行うものとする。</p> <p>(意見聴取)</p> <p>第四条 協議会は、法第四十七条の五第六項の規定により教育委員</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第四十条の六の規定に基づき、秋田県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置等)</p> <p>第二条 教育委員会は、法第四十七条の六第一項の規定に基づき、別表に掲げる学校に協議会を設置するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(学校の運営に関する基本的な方針に定める事項等)</p> <p>第三条 法第四十七条の六第四項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>2 対象学校の校長は、法第四十七条の六第四項の規定による承認を得た同項に規定する基本的な方針（以下「基本的な方針」という。）に従って当該対象学校の運営を行うものとする。</p> <p>(意見聴取)</p> <p>第四条 協議会は、法第四十七条の六第六項の規定により教育委員</p>

会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(職員の任用に関する意見の対象となる事項等)

第五条 法第四十七条の五第七項の教育委員会規則で定める事項は、基本的な方針の実現に資する事項（特定の個人に関する事項を除く。）とする。

2 前条の規定は、協議会が法第四十七条の五第七項の規定により教育委員会に対して意見を述べる場合について準用する。

(委員)

第六条 略

2 略

3 法第四十七条の五第二項第四号の教育委員会が必要と認める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 略
二 略

会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(職員の任用に関する意見の対象となる事項等)

第五条 法第四十七条の六第七項の教育委員会規則で定める事項は、基本的な方針の実現に資する事項（特定の個人に関する事項を除く。）とする。

2 前条の規定は、協議会が法第四十七条の六第七項の規定により教育委員会に対して意見を述べる場合について準用する。

(委員)

第六条 略

2 略

3 法第四十七条の六第二項第四号の教育委員会が必要と認める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 略
二 略

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

令和元年十二月二十六日提出

理 由

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）による地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部
を改正する規則案要綱

1 改正理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）による地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

引用している地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条項を改めることとする。

3 施行期日

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとする。

令和元年

第20回教育委員会会議

報告事項

秋田県教育委員会

令和2年3月卒業予定者の就職内定状況について(公務員を除く)

令和元年11月30日現在

高校教育課

(公立全日制)

- 1 卒業予定者数 **6,910** 人
 2 就職内定状況(公務員を除く)

地区		卒業 予定者数	就職 希望者数	就職 内定者数	就職 内定率	県内就職			県外就職			未内定者
						希望者数	内定者数	内定率	希望者数	内定者数	内定率	
県北	今年度	1,676	495	477	96.4%	301	287	95.3%	194	190	97.9%	18
	昨年度	1,748	516	488	94.6%	313	292	93.3%	203	196	96.6%	28
中央	今年度	3,004	774	740	95.6%	569	542	95.3%	205	198	96.6%	34
	昨年度	3,046	764	730	95.5%	527	500	94.9%	237	230	97.0%	34
県南	今年度	2,230	622	595	95.7%	422	399	94.5%	200	196	98.0%	27
	昨年度	2,230	632	610	96.5%	393	375	95.4%	239	235	98.3%	22
県全体	今年度	6,910	1,891	1,812	95.8%	1,292	1,228	95.0%	599	584	97.5%	79
	前年度	7,024	1,912	1,828	95.6%	1,233	1,167	94.6%	679	661	97.3%	84
	増減	-114	-21	-16	+0.2	+59	+61	+0.4	-80	-77	+0.2	-5

- ① 公立全日制就職内定率 **95.8%** (前年同期比 +0.2ポイント)
 県内就職内定率 **95.0%** (前年同期比 +0.4ポイント)
 県外就職内定率 **97.5%** (前年同期比 +0.2ポイント)

② 地区別内定率等

県内就職内定率は、県北地区で前年同期比 +2.0ポイント 中央地区は +0.4ポイント 県南地区 -0.9ポイント
 県外就職内定率は、県北地区は前年同期比 +1.3ポイント 中央地区は -0.4ポイント 県南地区 -0.3ポイント

- ③ 就職希望者数は、1,891人であり、前年同期比で -21人
 就職内定者数は、1,812人であり、前年同期比で -16人

(公立全日制+公立定時制+私立高校)

		卒業 予定者数	就職 希望者数	就職 内定者数	就職 内定率	県内就職			県外就職			未内定者
						希望者数	内定者数	内定率	希望者数	内定者数	内定率	
	全日制	6,910	1,891	1,812	95.8%	1,292	1,228	95.0%	599	584	97.5%	79
	定時制	158	81	52	64.2%	66	42	63.6%	15	10	66.7%	29
	私立	777	133	103	77.4%	104	78	75.0%	29	25	86.2%	30
全県総計	今年度	7,845	2,105	1,967	93.4%	1,462	1,348	92.2%	643	619	96.3%	138
	前年度	7,972	2,114	1,990	94.1%	1,401	1,298	92.6%	713	692	97.1%	124
	増減	-127	-9	-23	-0.7	61	50	-0.4	-70	-73	-0.8	+14

男女別	男		女		合計		県内就職		県外就職		未内定者
	人数	内定率	人数	内定率	人数	内定率	人数	内定率	人数	内定率	
	3,933	94.6%	1,248	91.7%	5,181	93.4%	3,188	93.4%	2,993	97.1%	67
	3,912	91.7%	857	94.8%	4,769	90.5%	2,962	90.5%	2,801	94.8%	71

令和2年3月卒業予定者の就職内定状況について(公務員を含む)

令和元年11月30日現在

高校教育課

①公立高校全日制

	希望者	内定者	内定率	未内定者	未内定者前年度比
県内民間	1,292	1,228	95.0%	64	-2
県外民間	599	584	97.5%	15	-3
小計	1,891	1,812	95.8%	79	-5
県内公務員	182	130	71.4%	52	+22
県外公務員	137	97	70.8%	40	+20
小計	319	227	71.2%	92	+42
合計	2,210	2,039	92.3%	171	+37

(前年同期比 -1.6ポイント)

②公立高校定時制

	希望者	内定者	内定率	未内定者	未内定者前年度比
県内民間	66	42	63.6%	24	+7
県外民間	15	10	66.7%	5	+5
小計	81	52	64.2%	29	+12
県内公務員	1	0	0.0%	1	+1
県外公務員	0	0	—	0	0
小計	1	0	0.0%	1	+1
合計	82	52	63.4%	30	+13

(前年同期比 -14.8ポイント)

③私立高校

	希望者	内定者	内定率	未内定者	未内定者前年度比
県内民間	104	78	75.0%	26	+6
県外民間	29	25	86.2%	4	+1
小計	133	103	77.4%	30	+7
県内公務員	18	16	88.9%	2	0
県外公務員	4	4	100.0%	0	-2
小計	22	20	90.9%	2	-2
合計	155	123	79.4%	32	+5

(前年同期比 -2.0ポイント)

①+②+③県全体

	希望者	内定者	内定率	未内定者	未内定者前年度比
県内民間	1,462	1,348	92.2%	114	+11
県外民間	643	619	96.3%	24	+3
小計	2,105	1,967	93.4%	138	+14
県内公務員	201	146	72.6%	55	+23
県外公務員	141	101	71.6%	40	+18
小計	342	247	72.2%	95	+41
合計	2,447	2,214	90.5%	233	+55

(前年同期比 -2.1ポイント)

県内就職希望割合 **68.0%** 1,663 / 2,447 人 (前年同期比 +2.6ポイント)
 [内訳 男 **65.8%** 974 / 1,480 人]
 女 **71.3%** 689 / 967 人]

県内就職の割合 **67.5%** 1,494 / 2,214 人 (前年同期比 +2.9ポイント)
 [内訳 男 **65.4%** 881 / 1,348 人]
 女 **70.8%** 613 / 866 人]